

令和6年3月27日

愛南町長 清水 雅文 様

愛南町環境審議会
会長 濱田 庄 司



愛南町下水道使用料の適正な料金水準について（答申）

令和5年5月31日付け愛環発第155号で諮問のあったことについて、本審議会において審議した結果を下記のとおり答申する。

記

1. はじめに

本町の下水道事業は住民生活に重要なインフラであり、その安定的な運営は極めて重要である。現在、小規模下水道施設は広見、増田、一本松、御在所、御荘和口、平瀨、家串、油袋、魚神山・網代地域に設置されており、個別排水処理施設は御荘和口地区の一部に設置されている。

また、農業集落排水施設整備事業区域及び漁業集落排水施設整備事業区域を除いた町内全域において、個人設置型の浄化槽設置整備事業による設備の普及を進めていたが、平成22年度からはPFI手法導入による町営浄化槽整備推進事業に移行し、普及推進に努めている。

この取り組みにより、町内の約1,800世帯がこれら下水道事業のサービスを利用し、住民の生活環境の向上、公共用水域の水質保全に効果をもたらしている。

そのような中、小規模下水道施設では建設から20年以上が経過し、最も古い施設では28年が経過している。多くの施設で機器や電気関連の不具合が発生し、経年劣化が進んでおり、施設の維持に伴う財政負担の増加が懸念される。

また、小規模下水道施設の使用料金は平成24年度に料金体系の見直しを行った以降、改定されていない。そのため、経費回収率が愛媛県平均値を下回り、使用料不足分を一般会計繰入金等に依存した運営を続けており、経営状況は厳しいものとなっている。

このような状況を鑑み、愛南町長から諮問のあった「将来にわたって町民生活に重要な下水道サービスの提供を安定的に継続していくための下水道料金の適正な料金水準」について、本審議会では下水道事業の現状と課題を整理のうえ、適切な料金水準について検討を行った。

2. 諮問事項

将来にわたって町民生活に重要な下水道サービスの提供を安定的に継続していくための下水道料金の適正な料金水準

3. 下水道事業の体制と経営状況

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、個別排水処理事業の3事業を「小規模下水道特別会計」で、特定地域生活排水処理事業を「浄化槽整備事業特別会計」で経営している。

また、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、令和6年4月に地方公営企業会計へ移行することになっている。

(ア) 小規模下水道特別会計

令和3年度の決算において、収益的収支は料金収入では運営経費を賄えず、一般会計からの繰入金に依存している。資本的収支も赤字であり、収入の大半が他会計補助金で賄われ、支出の建設改良費や地方債償還金を賄えない状況にある。

(イ) 浄化槽整備事業特別会計

令和3年度の決算において、収益的な収支は料金収入が運営経費を賄えず、一般会計からの繰入金に依存している。一方で、資本的な収支は国・県補助金や他会計補助金で賄われ、建設改良費と地方債償還金に支出されており、資本的な収支は均衡している。

(ウ) 資産の状況

老朽化した施設が多く、最も古い施設は供用開始から28年が経過しており、施設の長寿命化を図るための更新投資が必要。

(エ) 財政状況

財政赤字が続いており、財政基盤は脆弱な状況にある。

4. 下水道事業の料金体系

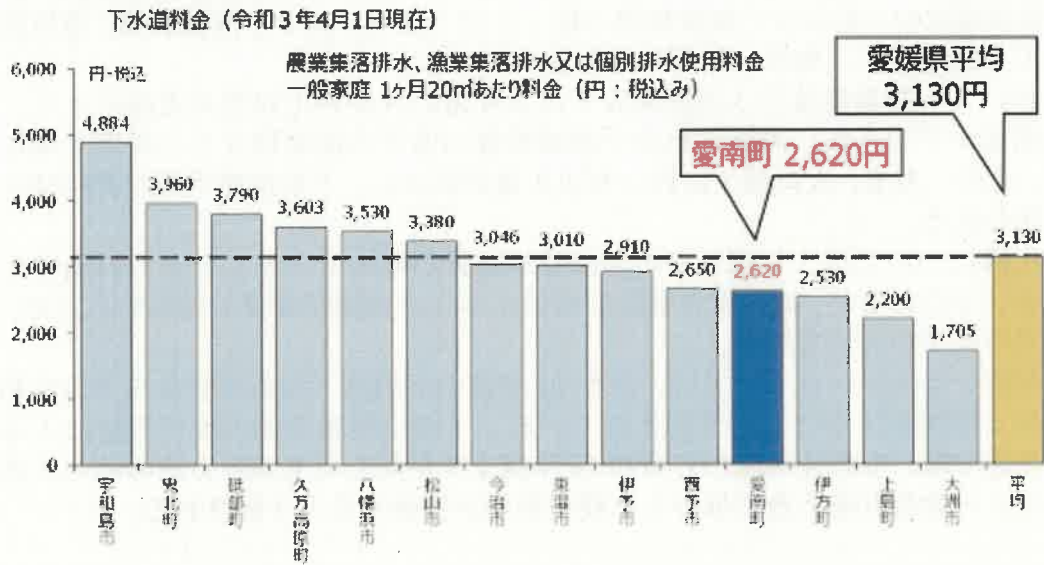
下水道料金の料金体系は、小規模下水道事業と浄化槽整備事業では異なっている。具体的には小規模下水道20^mあたりの料金は2,620円。浄化槽(5人槽)20^mあたりの料金は3,670円で、浄化槽の料金が1,050円高い状況となっており、この料金格差は公平性の観点から課題がある。

(ア) 小規模下水道事業

汚水量に応じて料金を負担する従量制を採用。使用料は水道使用量を基に算定。20^mあたりの使用料は2,620円。愛媛県平均(3,130円)と比較すると、510円低い料金水準になっている。

	基本料金(月額) 税抜き		超過料金(1 ^m あたり) 税抜き	
	基本水量	基本料金	超過料金	超過料金の上限
一般家庭	10 ^m	1,430円	96円	50 ^m
事業所等	10 ^m	1,430円	96円	なし

下水道料金の比較

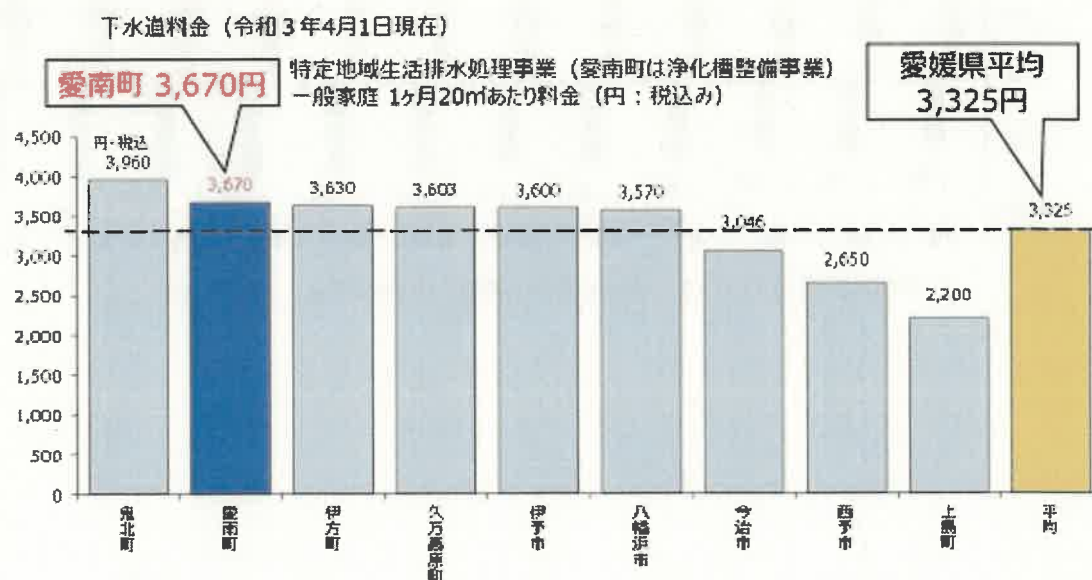


(イ) 浄化槽整備事業

住宅の延べ面積に応じて算定する人槽制を採用。5人槽で、20㎡あたりの使用料は3,670円。愛媛県平均(3,325円)と比較すると、345円高い料金水準となっている。

人槽区分	浄化槽使用料（月額）
5人槽	3,670円
7人槽	4,190円
10人槽	4,710円

下水道料金の比較



5. 将来見通し

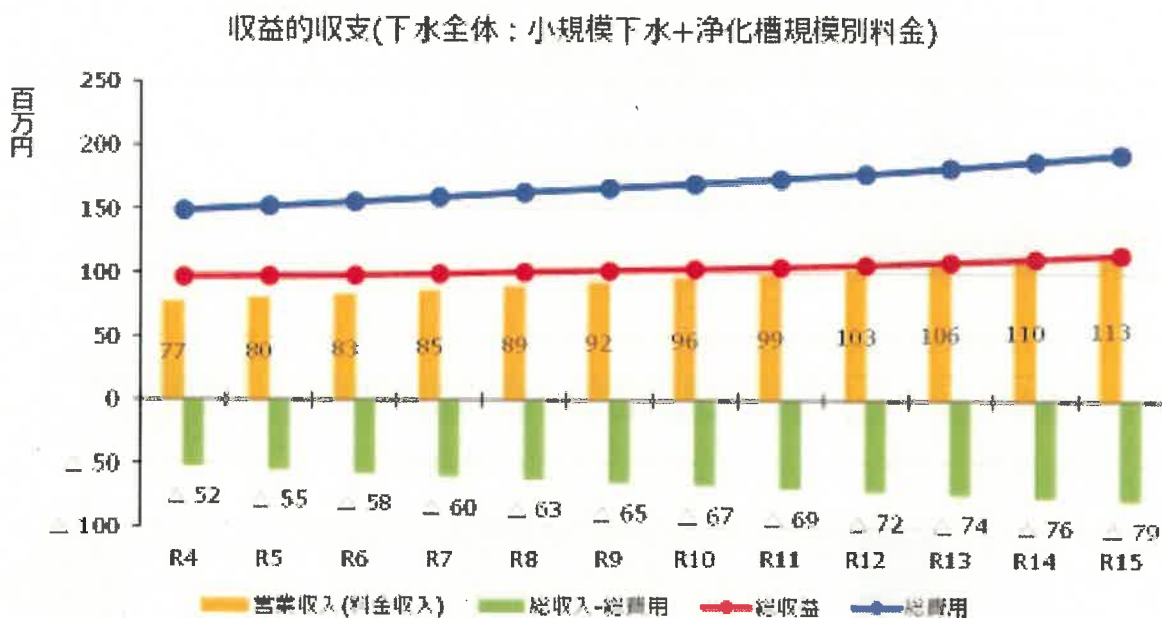
小規模下水道は、内海地域において令和4年度から4か年計画でマンホールポンプ施設、最終処理施設の一部統合と施設規模の縮小に伴う工事のほか、機械設備、電気設備の機能保全工事を実施し、施設の長寿命化を進めている。

今後においても農業集落排水処理施設や污水管路の長寿命化対策の実施により、設備投資費の増加が予想され、減価償却費や機械設備の保守点検業務などの費用も増加が見込まれる。その一方で、人口減少に伴い有収水量が減少し、下水道使用料収入の減少が進むものと思われる。

町営浄化槽については、しばらくの間は新規設置が期待できることから料金収入は増加する見通しではあるが、維持管理基数の増加に伴う浄化槽管理費も増加するため、収益的収支比率の低下が見込まれる。

また、財政シミュレーションでは、令和14年度の小規模下水道の料金収入は令和3年度に比べ約3割減少することが予想されている。下水道事業全体の現行料金による収益的収支の見通しは、令和4年度から令和15年度まで平均して6,580万円の収入不足となる見込みで、一般会計繰入金に依存した経営状態が継続すると予想される。

財政シミュレーション（現行料金を維持した場合）下水道事業全体



6. 課題

(ア) 経費回収率の低下と収支不足

下水道事業全体を見ると経費回収率が低い水準にあり、使用料収入だけでは運営経費を賄うことが難しい状況にある。そのため、収入不足分を一般会計からの繰入金に依存しており、経営の持続性に課題がある。

(イ) 料金体系の公平性

小規模下水道事業と浄化槽整備事業との料金体系が異なり、差異が存在する。不均衡な料金体系は公共サービスの平等な提供という観点から見ても課題があり、応益負担の原則に基づく受益者負担により収益の改善に努める必要がある。

(ウ) 公営企業会計への移行

令和6年度より地方公営企業会計への移行が予定されており、独立採算制を原則とする中で経営の改善が急務であり、企業としての経済性の発揮が求められる。

(エ) 家計への負担増

愛媛県の家計状況は、実質賃金の減少や物価上昇の影響を受け、家計への負担が増加している状況にある。下水道料金の改定は家計負担を増大させる可能性もあり、住民生活への影響は大きい。

7. 適正な料金水準のあり方について

(ア) 現行料金体系の問題点と改定の必要性

現行の小規模下水道事業と浄化槽整備事業の料金差異が公平性に欠けているとの認識から、料金体系の均一化が求められる。

また、現行体系では将来の収支不足が予想され、経済や社会の変化、維持管理費用の上昇などにより、現行の料金設定では必要な資金調達は難しく、適切なサービスの維持が困難になるおそれが高い。したがって、将来的なサービスの持続可能性を確保するためには、現行の料金体系の見直しは必要と考える。

(イ) 具体的な改定の方向性

① 料金改定の方向性

地域住民の公平な負担と適正なサービス提供を両立させるため、料金の均一性を確保しつつ、収入低下を抑制するための料金改定は必要。

② 料金体系の変更

水量制による料金統一を図り、公平性のある料金体系を検討。

③ 基本水量の変更

現在、水道使用料と小規模下水道使用料とでは基本水量が異なっていることから、基本水量を現行の 10 m³から水道料金と同じ 8 m³に統一し、住民に理解しやすい料金体系に見直しすることは妥当。

(ウ) 具体的な料金体系

審議会での協議の結果、小規模下水道使用料と浄化槽使用料を水量制による料金統一を行い、5 m³ごとに超過料金を設定する料金体系が適当と考える。

下記の料金体系は、20 m³の使用料金 3,690 円を基本とした改定案であり、5 m³ごとに超過料金を設定することで料金収入の安定化を図ることができる。さらに 20 m³以上使用した場合には、超過料金の設定により料金の上昇幅を低く抑えることができるものである。

課題としては、小規模下水道の改定率が 40.8%と高い点が指摘されており、利用者の理解を得る上での課題となるものと思われる。さらに、5 m³ごとの超過料金設定に関しては、他自治体での事例がないため、導入に際しては研究が必要となる。

水量制による料金体系【5 m³ごと超過料金を設定】

	改定案	小規模下水道（現行）	浄化槽 5人槽（現行）
8 m ³	2,310 円	1,570 円	3,670 円
10 m ³	2,310 円	1,570 円	3,670 円
20 m ³	3,690 円	2,620 円	3,670 円
30 m ³	5,060 円	3,680 円	3,670 円
40 m ³	6,440 円	4,740 円	3,670 円

また、上記水量制による料金統一での改定が難しい場合の代替案として、浄化槽使用料・料金体系（人槽制）を据え置き、小規模下水道のみ料金改定を行う体系を提案する。具体的な改定内容は、使用料 20 m³当たりの料金を 3,550 円に設定する実質改定率 35.5%の案である。

この料金体系において、浄化槽の料金体系は変更されず、小規模下水道料金の改定による増加分がそのまま料金収入となるため、大幅な収入増加につながり、小規模下水道料金の実質改定率が抑えられる利点がある。使用料 20 m³当たりの比較によれば、小規模下水道が 3,550 円、浄化槽が 3,670 円（5人槽）となる。

料金格差は現行の体系と比べると大きく縮まるが、料金体系の統一が実現できないため、利用者の公平性において課題は残る。

小規模下水道のみ料金改定

	小規模下水道改定案	小規模下水道（現行）	浄化槽 5人槽（現行）
8 m ³	1,960 円	1,570 円	3,670 円
10 m ³	2,230 円	1,570 円	3,670 円
20 m ³	3,550 円	2,620 円	3,670 円
30 m ³	4,870 円	3,680 円	3,670 円
40 m ³	6,190 円	4,740 円	3,670 円

(エ) 改定の時期

料金の改定時期について、住民の生活状況や経済的な負担を考慮し、影響が少ないタイミングを見極めることが重要である。また、改定に関する情報を住民に伝え、理解を得る必要がある。そのためには適切な周知期間を設ける必要があり、令和7年度以降が望ましいと考える。

(オ) 住民への十分な情報提供

下水道料金の改定は住民生活に大きな影響を及ぼすため、町は料金改定の趣旨や下水道事業の健全化、応益負担の必要性等について、利用者の理解がより得られるよう、以下の点に重点を置き、十分な情報提供を行うことを求める。

① 改定の趣旨を明確に伝える

料金改定の背景には、下水道施設の老朽化や更新、人口減少など様々な要因がある。これらの要因を具体的に説明し、改定の必要性を分かりやすく伝える。

② 下水道事業の健全化を図る

老朽化施設においては、長寿命化対策や規模縮小を進めるなどの事業健全化に向けた計画を明確に示す。

③ 応益負担の必要性の理解

下水道料金は、利用量に応じて負担する応益負担の考えに基づいており、利用者一人ひとりが適正な負担を行うことの必要性を理解してもらう必要がある。

8. 結び

下水道料金の改定は、財政健全化と将来的な施設整備の財源という重要な目的を持つ一方、本審議会としては、近年の物価上昇や家計負担の増加を鑑みると、住民生活への潜在的な影響が懸念されることから住民生活への負担を抑えつつ、改定を進めるために慎重な検討と丁寧な情報提供を要請する。

特に、改定時期については、物価上昇や家計負担の状況を十分に勘案し、住民生活に与える影響を小さく留めるべく、慎重な判断と調整をお願いする。

付帯意見

- **料金のマイナス改正は否定的**

料金のマイナス改正は避けるべきという共通の意見があった。高齢者の負担増についても気になる。

浄化槽料金はこれまで受け入れられていたため、下げる必要はない。ただし、集落排水の料金上昇に対する懸念も指摘されている。

- **料金の変動に対する疑問**

一方の料金が上がり、一方が下がる場合、住民の理解が得られるかが疑問。集落排水の料金のみを改定する方が理解を得られやすい。

- **高齢者への考慮**

単身の高齢者に対して、料金を低くする手立てがないか。

- **加入促進**

小規模下水道の未加入者に対し、何らか補助的支援することで加入を促進し、収益を上げる試みも検討してはどうか。

- **農業集落排水事業の目的**

農業集落排水事業は農業用排水の水質保全を目的に、ほ場整備事業の附属メニューとして実施したものであり、生活環境の保全が主の目的ではなかった。そのことから利用者の理解が得られるかが課題である。

- **実質改定率 50%超の改定**

水量制による料金統一で 20 m³の使用料金 4,020 円の改定案を検討したものの、小規模下水道利用料の実質改定率が 50%を超えることから利用者の理解が難しいと判断した。

- **説明と調整の必要性**

集落排水の料金が大幅に上がることに對しては住民への丁寧な説明が必要であり、赤字解消も検討すべきである。

審議会での資料説明は理解されても、住民が状況を理解していない可能性がある。住民に理解してもらうためには、現状の説明と提案の検討が必要。